平成23年(2011年)3月1日

# 埼玉県報

第2266号
平成23年3月1日
火曜日

## 目次

## 規則

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)
○ 人事記録に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)

## 告示

○ 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業支援課)
○ 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業支援課)
○ 平成23年度前期技能検定の実施(産業人材育成課)
○ 平成23年度随時実施技能検定の実施(産業人材育成課)
○ 葛西用水路土地改良区の役員就任届(春日部農林振興センター)
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路環境課)
○ 東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
○ 越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)
○ 鴻巣都市計画三ツ木土地区画整理事業の事業計画の変更認可(市街地整備課)
○ 平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築安全課)
○ 開発行為に関する工事完了公告(川越建築安全センター)
○ 開発行為に関する工事の完了公告(熊谷建築安全センター)
○ 建築基準法に基づく道路の指定(熊谷建築安全センター)
○ 措置通知の公表(監査第一課)
○ 監査結果の公表(監査第二課)
○ 措置通知の公表(監査第二課)

# 規　則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月一日

埼玉県人事委員会委員長　金　野　俊　男

埼玉県人事委員会規則六―七四

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六―一一）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「、人物調査」を削る。

別表第二職員採用上級試験の項中「人物調査」を削り、「林業政策、林業経営学、造林学」を「森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）」に改め、同表職員採用初級試験の項、免許資格職職員採用試験の項、民間企業等職務経験者職員採用試験の項、警察官（巡査）採用試験Ⅰ類の項、警察官（巡査）採用試験Ⅱ類の項、警察官（巡査）採用試験Ⅲ類の項、警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類の項、警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類の項、警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類の項、警察事務職員採用上級試験の項、警察事務職員採用初級試験の項、市町村立小・中学校事務職員採用上級試験の項及び市町村立小・中学校事務職員採用初級試験の項中「人物調査」を削り、同表備考中第九号を削り、第十号を九号とし、第十一号を十号とする。

別表第三職員採用上級試験の項、免許資格職職員採用試験の項、警察事務職員採用上級試験の項及び市町村立小・中学校事務職員採用上級試験の項中「二十八歳」を「三十歳」に改める。

別表第四埼玉県立スポーツ研修センター管理規則（昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十八号）の項を削る。

## 附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 規　則

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月一日

埼玉県人事委員会委員長　金　野　俊　男

埼玉県人事委員会規則二一―二〇

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（埼玉県人事委員会規則二―四）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 告示

埼玉県告示第二百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）上尾小敷谷店舗計画

埼玉県上尾市大字小敷谷字原通八百九―一外十二筆

ロ　大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

住友商事株式会社　代表取締役　加藤進

東京都中央区晴海一丁目八番十一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社エディオン　代表取締役　久保允誉

東京都千代田区外神田一丁目九番地十四号

ハ　大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年十月四日

ニ　大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千四百六十六平方メートル

ホ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置　図面省略　収容台数　一〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置　図面省略　収容台数　四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置　図面省略　面積　六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置　図面省略　容量　一二立法メートル

ヘ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置　図面省略　出入口の数　二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後九時

ト　届出年月日

平成二十三年二月三日

二　縦覧期間

平成二十三年三月一日から平成二十三年七月一日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成二十三年三月一日から平成二十三年七月一日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

埼玉県告示第二百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク東越谷店

埼玉県越谷市東越谷八丁目一―一外

ロ　大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク　代表取締役　原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク　代表取締役　原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ　大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年十月二十二日

ニ　大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千百四十三平方メートル

ホ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置　図面省略　収容台数　一二四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置　図面省略　収容台数　一八五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置　図面省略　面積　八〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置　図面省略　容量　一五立法メートル

ヘ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

（一部の駐車場は午前八時三十分から午後十時）

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置　図面省略　出入口の数　八箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト　届出年月日

平成二十三年二月二十一日

二　縦覧期間

平成二十三年三月一日から平成二十三年七月一日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成二十三年三月一日から平成二十三年七月一日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 埼玉県告示第二百三十三号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十三年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十三年三月一日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　実施等級別職種

イ　一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、粉末冶金（成形・再圧縮作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業、数値制御ホブ盤作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、複写機組立て（複写機組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、ＦＲＰ防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ロ　三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業）、工場板金（打出し板金作業）、仕上げ（機械組立て仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）、塗装（金属塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ハ　単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

二　試験の方法

実技試験及び学科試験

三　実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ　実技試験

1　実施期日

平成二十三年六月六日（月）から同年九月十一日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

2　実施場所

協会が指定する場所

3　試験問題の公表

平成二十三年五月三十一日（火）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ　学科試験

1　実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

| 検定職種 | 実施期日 |
| --- | --- |
| 一　三級<br>園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、 | 平成二十三年七月二十四日（日） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| とび、左官、内装仕上げ施工、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾 | | | |
| | 平成二十三年八月二十一日（日） | 一　一級及び二級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装<br>二　三級<br>金属熱処理<br>三　単一等級<br>産業洗浄 | |
| | 平成二十三年八月二十八日（日） | 一　一級及び二級<br>粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、複写機組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工 | |
| | 平成二十三年九月四日（日） | 一　一級及び二級<br>園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾<br>二　単一等級<br>路面標示施工及び塗料調色 | |

2　実施場所

協会が指定する場所

四　受検申請の手続

イ　提出書類

1　技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

2　実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあっては、その資格を証する書面

3　手数料の払込みを証する書面

ロ　提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

ハ　受付期間

平成二十三年四月十一日（月）から同年四月二十日（水）まで

ニ　受検申請に関する注意

1　申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。

2　申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3　郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五　手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあっては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ　実技試験

| 検定職種 | 手数料（円） |
|---|---|
| 園芸装飾 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| 造園 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| 鋳造 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| 金属熱処理 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| 粉末冶金 | 一六、五〇〇 |

| | |
|---|---|
| 機械加工 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| 放電加工 | 一六、五〇〇 |
| 金属プレス加工 | 一六、五〇〇 |
| 鉄工 | 一六、五〇〇 |
| 建築板金 | 一六、五〇〇 |
| 工場板金 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| めっき | 一六、五〇〇 |
| 仕上げ | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| 切削工具研削 | 一六、五〇〇 |
| 電子機器組立て | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| 電気機器組立て | 一六、五〇〇 |
| 産業車両整備 | 一六、五〇〇 |
| 鉄道車両製造・整備 | 一六、五〇〇 |
| 光学機器製造 | 一六、五〇〇 |
| 複写機組立て | 一六、五〇〇 |
| 建設機械整備 | 一六、五〇〇 |
| 婦人子供服製造 | 一六、五〇〇 |
| 家具製作 | 一六、五〇〇 |
| 建具製作 | 一六、五〇〇 |
| プラスチック成形 | 一六、五〇〇 |
| 石材施工 | 一六、五〇〇 |
| とび | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |

| | |
|---|---|
| 左官 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| ブロック建築 | 一六、五〇〇 |
| タイル張り | 一六、五〇〇 |
| 畳製作 | 一六、五〇〇 |
| 防水施工 | 一六、五〇〇 |
| 内装仕上げ施工 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| サッシ施工 | 一六、五〇〇 |
| 表装 | 一六、五〇〇 |
| 塗装 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| フラワー装飾 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| 機械保全 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| 舞台機構調整 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| 商品装飾展示 | 一六、五〇〇（一一、〇〇〇） |
| 路面標示施工 | 一六、五〇〇 |
| 塗料調色 | 一六、五〇〇 |
| 産業洗浄 | 一六、五〇〇 |

備考　手数料（円）の欄の（　）は、埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十一号金額の欄の知事が別に定める者に関する公示（平成十二年埼玉県告示第四百十一号）に定める者に適用する。

ロ　学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六　合格発表及び通知

イ　技能検定合格者の発表

平成二十三年七月二十四日（日）に学科試験を実施する職種にあっては、同年八月二十六日（金）に、その他の職種にあっては同年九月三十日（金）に埼

玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ　実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七　その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

# 告　示

**埼玉県告示第二百三十四号**

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十三年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十三年三月一日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　実施等級別職種

イ　基礎二級

鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、表装及び塗装

二　試験の方法

実技試験及び学科試験

三　実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ　実施期日

埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

ロ　実施場所

協会が指定する場所

ハ　試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四　受検申請の手続

イ　提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

ロ　提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

ハ　受付期間

随時

ニ　受検申請に関する注意

1　申請書の用紙は、協会で交付する。

2　申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五　手数料

次に掲げる額の手数料を銀行振込で協会に納付すること。

イ　実技試験

| 検定職種 | 手数料（円） |
| --- | --- |
| 鋳造 | 一六、五〇〇 |
| 鍛造 | 一六、五〇〇 |
| 機械加工 | 一六、五〇〇 |
| 金属プレス加工 | 一六、五〇〇 |
| 鉄工 | 一六、五〇〇 |
| 建築板金 | 一六、五〇〇 |
| 工場板金 | 一六、五〇〇 |
| めっき | 一六、五〇〇 |
| 仕上げ | 一六、五〇〇 |
| 機械検査 | 一六、五〇〇 |
| ダイカスト | 一六、五〇〇 |
| 機械保全 | 一六、五〇〇 |
| 電子機器組立て | 一六、五〇〇 |
| 電気機器組立て | 一六、五〇〇 |
| プリント配線板製造 | 一六、五〇〇 |
| 冷凍空気調和機器施工 | 一六、五〇〇 |
| 婦人子供服製造 | 一六、五〇〇 |

ロ　学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六　合格発表及び通知

| | |
|---|---|
| 寝具製作 | 一六、五〇〇 |
| 家具製作 | 一六、五〇〇 |
| 建具製作 | 一六、五〇〇 |
| 印刷 | 一六、五〇〇 |
| 製本 | 一六、五〇〇 |
| プラスチック成形 | 一六、五〇〇 |
| 建築大工 | 一六、五〇〇 |
| かわらぶき | 一六、五〇〇 |
| とび | 一六、五〇〇 |
| 左官 | 一六、五〇〇 |
| タイル張り | 一六、五〇〇 |
| 配管 | 一六、五〇〇 |
| 型枠施工 | 一六、五〇〇 |
| 鉄筋施工 | 一六、五〇〇 |
| コンクリート圧送施工 | 一六、五〇〇 |
| 防水施工 | 一六、五〇〇 |
| 内装仕上げ施工 | 一六、五〇〇 |
| サッシ施工 | 一六、五〇〇 |
| 表装 | 一六、五〇〇 |
| 塗装 | 一六、五〇〇 |

合格者に対し、合格証書を送付する。

七　その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

# 告　示

埼玉県告示第二百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西用水路土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年三月一日

埼玉県知事　上　田　清　司

| 職名 | 氏名 | 住所 |
| --- | --- | --- |
| 理事 | 三ツ林　裕　巳 | 埼玉県幸手市大字千塚四百九十番地一 |

# 告示

埼玉県告示第二百三十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十三年三月一日

埼玉県知事　上　田　清　司

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
| --- | --- | --- |
| 県道 | 川越所沢線 | 埼玉県所沢市元町七百番地先から<br>埼玉県所沢市御幸町五百一番地先まで |
| 県道 | 所沢青梅線 | 埼玉県所沢市元町六百五番一地先から<br>埼玉県所沢市元町六百五番二地先まで |

# 告　示

埼玉県告示第二百三十七号

東松山市から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

埼玉県知事　上　田　清　司

# 告示

## 埼玉県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十三年埼玉県告示第千四百八十三号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月一日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　施行者の名称

吉川市

二　都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業吉川公共下水道

三　事業施行期間

昭和五十三年十月十一日から

平成二十八年三月三十一日まで

四　変更に係る事業地

イ　汚水

（1）　収用の部分

変更なし

（2）　使用の部分

昭和五十三年埼玉県告示第千四百八十三号、昭和六十年埼玉県告示第五百三十七号、昭和六十三年埼玉県告示第千三百二十四号、平成二年埼玉県告示第千二百十二号、平成六年埼玉県告示第千二百三十一号、平成八年埼玉県告示第四百六十五号及び平成十一年埼玉県告示第千百八十六号の事業地に大字高久字小張を加え、大字木売字井掘向道下、大字高富字道免及び字蒲田、大字高久字原田及び字町田、大字中曽根字川戸沼、字八幡、字北沼及び字南沼、大字道庭字堤外及び字井堀向、大字旭地内において事業地を変更する。

ロ　雨水

（1）　収用の部分

変更なし

（2）　使用の部分

昭和五十三年埼玉県告示第千四百八十三号、昭和六十年埼玉県告示第五百三十七号、昭和六十三年埼玉県告示第千三百二十四号、平成六年埼玉県告示第千二百三十一号、平成八年埼玉県告示第四百六十五号及び平成十一年埼玉県告示第千百八十六号の事業地に大字高久字小張を加え、大字木売字井掘向道下、大字高富字道免及び字蒲田、大字高久字原田及び町田、大字中曽根字川戸沼、字八幡、字北沼及び字南沼、大字道庭字

堤外及び字井堀向地内において事業地を変更する。

# 告示

埼玉県告示第二百三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月一日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　組合の名称

鴻巣市三ツ木土地区画整理組合

二　事業施行期間

平成五年四月六日から平成二十五年三月三十一日まで

三　施行地区

埼玉県鴻巣市三ツ木字愛ノ町、字本村の各一部、中井字本村の一部

四　事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町二丁目二番二号

五　設立認可の年月日

平成五年四月六日

六　変更認可の年月日

平成二十三年三月一日

埼玉県告示第二百四十号

# 告　示

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十三年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十三年三月一日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　試験の期日及び時間

イ　二級建築士試験

(1)　学科の試験

平成二十三年七月三日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2)　設計製図の試験

平成二十三年九月十一日（日）

午前十一時三十分から午後四時まで

ロ　木造建築士試験

(1)　学科の試験

平成二十三年七月二十四日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2)　設計製図の試験

平成二十三年十月九日（日）

午前十一時三十分から午後四時まで

二　試験会場

イ　二級建築士試験

(1)　学科の試験

(一)　埼玉県さいたま市見沼区深作三百七

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二)　埼玉県朝霞市岡四十八―一

東洋大学（朝霞キャンパス）

(2)　設計製図の試験

(一)　埼玉県さいたま市見沼区深作三百七

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二)　埼玉県朝霞市岡四十八―一

東洋大学（朝霞キャンパス）

ロ　木造建築士試験

(1)　学科の試験

埼玉県さいたま市見沼区深作三百七

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(2)　設計製図の試験

埼玉県さいたま市見沼区深作三百七

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

三　受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四　受験申込み手続

イ　インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1)　受験申込み受付期間及び時間

(一)　期間

平成二十三年四月一日（金）から平成二十三年四月七日（木）まで

(二)　時間

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(2)　受験申込み方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（http://www.jaeic.jp/）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

ロ　受付場所における受験申込み

(1)　受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(一)　配布期間

平成二十三年四月四日（月）から平成二十三年四月十五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(二)　配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四―一―七　埼玉建産連会館五階

社団法人埼玉建築士会

(2)　受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

(一)　受付期間

平成二十三年四月十一日（月）から平成二十三年四月十五日（金）まで

(二)　受付時間

午前十時から午後四時まで

(三)　受付場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四―一―七

埼玉建産連研修センター第二会議室

五　設計製図の試験の課題発表

平成二十三年六月八日（水）ごろ、財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験を実施する試験会場に掲示する。

六　合格の発表

イ　学科の試験

(1)　二級建築士試験

平成二十三年八月二十三日（火）ごろ、財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2)　木造建築士試験

平成二十三年九月六日（火）ごろ、財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ　設計製図の試験（二級・木造建築士試験）

平成二十三年十二月一日（木）ごろ、財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

# 告　示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月一日

埼玉県川越建築安全センター所長　若　林　祥　文

一　許可番号

平成二十二年九月十日

指令川建セ第二二〇〇六六〇号

二　検査済証番号

平成二十三年二月二十五日

川建セ第二二〇一二七号

三　開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字戸守字荒神前四九五ー一、四九六ー一、四九七ー一、四九七ー四、四九七ー五

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区豊玉北二ー二三ー二

鈴茂器工株式会社

代表取締役社長　小根田　育治

# 告　示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長　寺　内　盛　幸

一　許可番号

平成二十三年二月十八日

指令熊建セ第二二一〇〇一一号

二　検査済証番号

平成二十三年二月二十五日

熊建セ第二六五号

三　開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字拾六番五二七一番二三　外四筆

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市南区清水四五〇一番地一

株式会社　コメリ　代表取締役　捧　雄一郎

# 告　示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年三月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長　寺　内　盛　幸

| 指定番号 | 指定道路の種類 | 指定の年月日 | 指定道路の位置 | 指定道路の延長（単位メートル） | 指定道路の幅員（単位メートル） |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第熊二号 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 | 平成二十三年二月二十四日 | 埼玉県深谷市国済寺十二街区九画地地先～十二街区七画地地先まで、十三街区一画地地先～十三街区二画地地先まで | 五十・〇 | 六・〇 |
| | | | 埼玉県深谷市国済寺十二街区一画地地先～十三街区一画地地先まで | 五十五・〇 | 六・〇 |
| | | | 埼玉県深谷市国済寺五十一街区八画地地先～五十一街区六画地地先まで、五十二街区四画地地先～五十二街区六画地地先まで | 四十四・六八 | 六・〇 |
| | | | 埼玉県深谷市国済寺四十九街区三画地地先～四十九街区七画地地先まで、五十一街区二画地地先～五十一街区五画地地先まで | 六十六・〇 | 六・〇 |
| | | | 埼玉県深谷市国済寺五十三街区九画地地先～五十三街区十画地地先まで、五十五街区一画地地先～五十五街区二画地地先まで | 五十・〇三 | 六・〇 |

# 告　示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十三年三月一日

埼玉県監査委員　根岸和夫

埼玉県監査委員　米田正巳

埼玉県監査委員　神山佐市

埼玉県監査委員　鈴木義弘

団体別の措置状況

| 監査対象団体<br>（所管部局） | 監査結果の公表年月日<br>（県報の号数） | 監査の結果 | 講じた措置 |
|---|---|---|---|
| 株式会社秩父開発機構<br>（企画財政部） | 平成22年12月14日<br>（第2245号） | 【注意事項】<br>秩父観光農林業協会及びちちぶ花銀行の事務を秩父開発機構の職員が取り扱っているが、売上金について、起票や記帳等の経理処理を行わないまま現金（監査日現在94千円）で保管しているなど、事務の執行に適正を欠いていた。 | 平成２２年１１月に「他団体受託事務局業務金銭等取扱い要領」を作成し、他団体の事務局業務に係る金銭の出納について、起票等の経理処理のルール化を図るとともに、総務部長を会計責任者とし、組織的なチェック体制を整備した。 |
| 財団法人埼玉県勤労者福祉センター<br>(産業労働部) | 平成22年12月14日<br>（第2245号） | 【注意事項】<br>雇用主負担で団体保険に加入しているが、当該団体保険に係る年度ごとの割戻金等について法人収入に計上せず、これを簿外の銀行預金（監査日現在残高 51,914円）としていたことは不適切であった。 | 指摘のあった割戻金等については、平成２２年９月の月次決算において全額「雑収入」として法人収支に組み入れた。<br>今後、割戻金等を受領したときは、すみやかに福利厚生費に戻入処理を行う。 |
| 埼玉県住宅供給公社<br>(都市整備部) | 平成22年12月14日<br>（第2245号） | 【注意事項】<br>平成２１年度の交際費には、受領した前渡金（200,000円）に残額（年度末95,236円）を生じたが、精算の処理をすることなく翌年度に繰り越したことは不適切であった。 | 平成２２年度に繰り越した交際費の残額については、１１月３０日付けで戻入（雑収入）の手続きを行った。<br>今後、交際費の前渡金については、所要額をその都度交付する方法に改めるとともに、翌月５日までに精算の処理を行い、これを出納役（財務課長）が確認することを徹底した。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 株式会社さいたまリバーフロンティア<br>（企業局） | 平成22年12月14日<br>（第2245号） | 【注意事項】<br>平成２１年４月に役員による現金不正持ち出しの不祥事が判明したことから、同年５月１１日付けで再発防止策を定め、チェック体制を強化することとした。<br>しかしながら、本社の小口現金に係る現金出納簿の記載において日付が前後した記入があり、日々の現金検査の徹底が図られていない。 | 現金の管理について、直ちに以下のとおり改善し、徹底することとした。<br>・　現金の支払いや受入れがあった場合は、必ずその日のうちに出納担当者が現金の出納をチェックし、現金出納簿に記帳する。<br>・　終業前に出納責任者（経理経営改善推進役）が必ず現金を確認し、現金出納簿の残高と再度照合する。 |

# 告示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十三年三月一日

埼玉県監査委員　根岸和夫

埼玉県監査委員　米田正巳

埼玉県監査委員　神山佐市

埼玉県監査委員　鈴木義弘

## 1　監査結果

### （1） 監査の対象事務

平成２１年度・平成２２年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

### （2） 監査の対象機関　　３５２機関

| 所管部局 | 監　査　対　象　機　関 |
|---|---|
| 企画財政部 | 東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター |
| 総務部 | 県営競技事務所、浦和県税事務所、大宮県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所 |
| 県民生活部 | 平和資料館、パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷 |
| 危機管理防災部 | 消防学校、防災航空センター |
| 環境部 | 中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター |
| 福祉部 | 東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、埼玉学園 |
| 保健医療部 | 川口保健所、朝霞保健所、草加保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、狭山保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所 |

| | |
|---|---|
| 産業労働部 | 計量検定所、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター |
| 農林部 | さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、農林総合研究センター、農林総合研究センター水産研究所、病害虫防除所、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校、花と緑の振興センター、寄居林業事務所 |
| 県土整備部 | さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所 |
| 都市整備部 | 八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター |
| 企業局 | 地域整備事務所、大久保浄水場、庄和浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、第一水道整備事務所 |
| 下水道局 | 荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所 |
| 教育局 | 南部教育事務所、西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター深谷支所、総合教育センター江南支所、スポーツ研修センター、浦和図書館、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、長瀞げんきプラザ、加須げんきプラザ、小川げんきプラザ、神川げんきプラザ、大滝げんきプラザ、上尾高校、上尾鷹の台高校、上尾橘高校、上尾南高校、朝霞高校、朝霞西高校、いずみ高校、入間高校、入間向陽高校、岩槻高校、岩槻商業高校、岩槻北陵高校、浦和高校、浦和北高校、浦和工業高校、浦和商業高校、浦和第一女子高校、浦和西高校、浦和東高校、大井高校、大宮高校、大宮光陵高校、大宮中央高校、大宮東高校、大宮武蔵野高校、小鹿野高校、桶川高校、桶川西高校、越生高校、春日部高校、春日部工業高校、春日部女子高校、春日部東高校、川口高校、川口北高校、川口工業高校、川口青陵高校、川口東高校、川越高校、川越工業高校、川越女子高校、川越西高校、川越初雁高校、川越南高校、北本高校、久喜高校、久喜工業高校、久喜北陽高校、熊谷高校、熊谷工業高校、熊谷商業高校、熊谷女子高校、熊谷西高校、熊谷農業高校、栗橋北彩高校、 |

| | |
|---|---|
| | 芸術総合高校、鴻巣高校、鴻巣女子高校、越ヶ谷高校、越谷北高校、越谷総合技術高校、越谷西高校、越谷東高校、越谷南高校、児玉高校、児玉白楊高校、坂戸高校、坂戸西高校、幸手高校、幸手商業高校、狭山経済高校、狭山工業高校、狭山清陵高校、狭山緑陽高校、庄和高校、白岡高校、進修館高校、杉戸農業高校、誠和福祉高校、草加高校、草加西高校、草加東高校、草加南高校、玉川工業高校、秩父農工科学高校、鶴ヶ島清風高校、常盤高校、所沢高校、所沢商業高校、戸田翔陽高校、南稜高校、新座高校、新座総合技術高校、新座柳瀬高校、蓮田松韻高校、鳩ヶ谷高校、鳩山高校、羽生高校、羽生実業高校、羽生第一高校、飯能高校、飯能南高校、日高高校、深谷高校、深谷商業高校、深谷第一高校、吹上秋桜高校、福岡高校、富士見高校、不動岡高校、本庄高校、本庄北高校、松山高校、松山女子高校、三郷高校、三郷北高校、三郷工業技術高校、皆野高校、宮代高校、妻沼高校、八潮高校、八潮南高校、吉川高校、寄居城北高校、和光高校、和光国際高校、鷲宮高校、蕨高校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、岩槻特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、狭山特別支援学校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校 |
| 警察本部 | 警察学校、浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、本庄警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署 |

（３） 監査実施日

平成２２年１１月４日～平成２３年２月１０日

（４） 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

（５） 監査の結果

ア　指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア） 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ） 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ　注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア） 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ） 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア　指摘事項

| 機関・職制名 | | 監　査　の　結　果 |
|---|---|---|
| 総務部 | 飯能県税事務所 | 平成 21 年度の構内植木管理業務委託契約（488 千円）について、仕様書に定めた「施肥」の業務が実施されていないまま履行確認を行い支払をしたことは不適切であった。 |
| 教育局 | 東松山特別支援学校 | 平成 21 年８月のグリストラップ清掃で発生した汚泥の処理に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された書面による委託契約を締結しなかったとして、同年９月に出納総務課の会計実地検査において注意を受けた。<br>また、この業務委託に関する支出手続を怠り、支払が完了したのは 22 年４月であった。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 22 年８月のグリストラップ清掃における汚泥処理においても、書面による委託契約を締結せず、同年 11 月に教育局財務課の経理指導で指摘された。その後、書面による契約を締結し、支払まで完了したのは同年 12 月であった。<br>指導機関による注意があったにもかかわらず、次年度も同様な法令違反や事務の停滞が繰り返されたことは著しく不適切であった。 |
| 教育局 | 八潮南高校 | 滞納となった授業料については、現金で収納し現金出納簿に記載した上で、即日又は翌日に指定金融機関等へ払い込むこととされているが、次のとおり不適切な取扱いが行われていた。<br>１　滞納者の便宜のため、学校名義の専用口座を設けて授業料を受け入れていた。<br>２　現金出納簿を作成していなかった。<br>３　専用口座や現金で受け入れた授業料を適時に指定金融機関等に払い込まず、１か月程度留め置くことが常態化していた。 |

イ　注意事項

| 機関・職制名 | | 監　査　の　結　果 |
|---|---|---|
| 総務部 | 東松山県税事務所 | 平成 22 年３月の東松山地方庁舎１階廊下天井裏ダクト防火ダンパー修繕（281 千円）について、３者から見積書を徴取した。そのうちの１者は、予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書であった。<br>この参考見積書を採用して契約したことは、適正な見積合わせが行われたと言えず不適切であった。 |
| 保健医療部 | 川口保健所 | 平成 21 年 11 月の運動指導室更衣室設置工事（577 千円）について、２者から見積書を徴取した。そのうちの１者は、予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書であった。<br>この参考見積書を有効として扱ったことは、適正な見積合わせが行われたと言えず不適切であった。 |
| 農林部 | 秩父高原牧場 | 平成 22 年３月に牧場内餌与用ベルコン解体撤去工事（641 千円）を実施した。予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成しなかったことは不適切であった。 |

| | | |
|---|---|---|
| 教育局 | 越谷特別支援学校 | 平成 21 年度のスチームコンベクションオーブンの購入に係る物品売買契約（1,198 千円）について、契約額が 100 万円以上であり、支出負担行為決議書を作成すべきところ、作成しなかったことは不適切であった。 |
| 教育局 | 常盤高校 | 平成 22 年４月に廃棄物収集運搬処理業務委託契約（620 千円）を締結した。契約金額が 10 万円以上であり、複数の相手から見積書を徴取すべきところ、１者のみであったことは不適切であった。 |
| 教育局 | 総合教育センター江南支所 | 平成 21 年度までは、構内車両用軽油の軽油引取税の免税手続を行って軽油を購入していた。<br>22 年度は免税手続を行わなかったことから、86,670 円の過支出（11 月末現在）となった。<br>軽油引取税の免税手続を行わなかったことは、効率的な予算執行の観点から不適切であった。 |
| 教育局 | 文書館 | 平成 18 年度に電子公文書収集管理システム機器賃貸借及び保守（長期継続契約（５年）17,602 千円）の契約を締結した。<br>仕様書では、保守作業の実施前に「保守作業計画書」及び「点検項目リスト」を県に提出させ、承認することとなっている。しかし、21・22 年度については、これらの書類の提出がないまま保守作業を完了させていた。<br>作業内容等を確定せずに業務の監督及び履行確認を行ったことは不適切であった。 |
| 教育局 | 草加西高校 | 平成 20 年度から、弁当等の販売業者３者に生徒ホールの一部について行政財産の使用許可をしている。<br>毎年度、徴収している管理費（電気料相当額）について、３者からの申出を受け、３者持ち回りによる代表の１者に管理費の合計額の負担を許可条件としていた。<br>また、個別に３者に対して使用を許可したにもかかわらず、そのうちの１者（３者持ち回り）のみに納入通知書を発行し、徴収していた。<br>行政財産の使用許可の条件である管理費の負担及びその徴収方法が不適切であった。 |
| 教育局 | 飯能南高校 | 平成 22 年４月から 10 月分の体育施設開放事業の行政財産使用料（32 件 48,130 円）について、利用月の翌月末までに調定をすべきところ、最長５か月遅れて処理していたことは不適切であった。 |

| | | |
|---|---|---|
| 警察本部 | 寄居警察署 | 平成21年度冷暖房設備保守業務委託契約について、次の点で不適切であった。<br>1　当該契約を3者の見積合わせにより締結したが、予算執行時点の執行可能額（予算残額）を超える予定価格を決定し、見積合わせを行った。<br>2　5月25日に見積合わせを行ったが、予定価格調書を作成したのは翌日の5月26日であった。 |

# 告示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十三年三月一日

埼玉県監査委員　根岸和夫

埼玉県監査委員　米田正巳

埼玉県監査委員　神山佐市

埼玉県監査委員　鈴木義弘

## 1　監査の結果「指摘」とした事項

| 対象機関 | | 監査結果の公表年月日（県報の号数） | 監査の結果 | 講じた措置 |
|---|---|---|---|---|
| 危機管理防災部 | 消防防災課 | 平成22年10月8日（第2225号） | 平成21年4月の危険物取扱者保安講習業務委託契約（単価契約3,948円）について、次の点で不適切であった。<br>1　一般競争入札において、1回目の入札で落札しなかったため、2回目の入札を行った際、1回目の入札書を複写し金額を訂正した無効な入札書を有効な札として扱った。<br>2　上記の一般競争入札が不調となったことから、翌日に「緊急の必要」を理由に随意契約により契約締結した。講習実施対象期間は6月1日からであり、4月1日に契約を締結しなければならない緊急の必要性は認められない。 | 平成22年11月25日及び26日に、危機管理防災部全職員（うち消防防災課 39 名）を対象に出納総務課職員による財務研修を実施し、適正な財務執行について改めて注意喚起した。<br>また、再発防止のため、起案の際にチェックリストを添付し、決裁の過程で各自がチェックできる仕組みを整えるなど、点検体制の強化を図った。 |

## 2　監査の結果「注意」とした事項

| 対象機関 | | 監査結果の公表年月日（県報の号数） | 監査の結果 | 講じた措置 |
|---|---|---|---|---|
| 教育局 | 嵐山史跡の博物館 | 平成22年7月27日（第2204号） | 平成21年度の展示設備等保守点検業務委託（630千円）について、次の点で不適切であった。<br>1　見積合わせのため徴取した見積書のうち1社分が、社印及び代表者印が押されておらず無効であったにもかかわらず、これを除外せずに見積合わせを実施した。<br>2　予定価格調書において、税抜き価格の記載金額が誤っていた。 | 契約事務を行うに当たって注意すべき事項の確認を怠っていた。<br>再発防止のため、契約事務に当たって注意すべき事項を一覧表としたチェックリストを作成し、事務処理を行うに当たっては、担当職員及び決裁ラインの職員がチェックをすることにより、適正な財務事務の執行に努めるよう職員に周知・徹底を図った。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 教育局 | 熊谷図書館 | 平成22年7月27日（第2204号） | 平成20年度の駐車場整備工事を工事請負（需用費945千円）と砕石購入（210千円）に分割して発注した。<br>工事請負と砕石購入を別契約とすべき理由はなく、契約を分けた結果、支出負担行為決議及び契約書が省略できる軽易な契約となった。<br>この工事は、材料費を含めた一括発注とし、支出負担行為決議を得た上で契約書を作成すべきであり、分割したことは不適切であった。 | 今回の契約に関係していた全職員に、分割発注になるという認識が不足していた。<br>再発防止のため、契約事務の処理に当たっては、埼玉県財務規則等関係法令を遵守し、適切な財務事務の執行に努めるよう職場会議を通じ職員へ周知・徹底を図った。<br>また、決裁回議前に担当者以外の総務担当職員によるチェックを行うとともに、月１回、担当者自らによる点検を基に総務担当部長が確認を行うなどチェック体制の強化を図った。 |
| 教育局 | 歴史と民俗の博物館 | 平成22年7月27日（第2204号） | 販売のための図録等の在庫管理について、次の点で不適切であった。<br>１　図録等の販売の都度に物品売払い整理簿を記入していなかった。<br>２　定期的な在庫確認及び物品売払い整理簿との照合を怠ったため、36品中14品の在庫数が物品売払い整理簿の残数量と一致していなかった。 | 担当者は、売店からの発注により図録を払い出すと同時に売払い整理簿に記載することを徹底した。<br>また、売店閉店後に提出される当日発注総数を記載した有償刊行物購入申込書の内容と照合・確認の上、全ての関係書類を整理し当日中に決裁を受けることとした。<br>さらに、担当者による日常の在庫管理を行うとともに、管理職員による月に一度の在庫確認を行うことで点検体制の強化を図った。 |
| 教育局 | 大井高校 | 平成22年7月27日（第2204号） | 平成21年度の体育施設開放事業で県民が利用した４件の体育館使用料（8,285円）について、納入催告などの適切な債権管理が行われていなかった。<br>また、そのうちの２件（3,325円）は、埼玉県財務規則で定められている期限内に督促状が発行されていなかったことは、不適切であった。 | 体育館使用料の一部について、担当者が納入されたものと誤認していたことにより、納入催告や督促状の発行等、適切な債権管理が行われていなかった。<br>再発防止のため、適正な財務事務の執行に努めるよう職場会議を通じて全事務職員に周知・徹底を図るとともに、事務長が週１回（毎週月曜日）定期的に財務会計システムの納入状況を確認する等、管理・点検体制を強化した。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 教育局 | 大宮工業高校 | 平成22年7月27日（第2204号） | おもいっきりスポーツ外部指導者サポート事業及びスポーツスペシャリスト外部指導者サポート事業では、外部指導者に対する報償費は実施月の翌月25日までに支払うこととされているが、両事業での支払について、次のとおり不適切な点があった。<br><br>１　おもいっきりスポーツ外部指導者サポート事業<br>平成20年度事業で、20年６月及び７月実施分の報償費をまとめて９月に、また、20年８月及び９月実施分をまとめて10月に支払っていた。<br>また21年度事業で、21年６月から９月までの報償費４か月分をまとめて12月に支払っていた。<br>２　スポーツスペシャリスト外部指導者サポート事業<br>21年度事業で、21年６月から10月までの報償費５か月分をまとめて12月に支払っていた。 | 職員の適正な事務処理に対する認識が欠如していたことから、速やかな支払についての意識の向上を図るため、職場会議を通じ、職員に周知・徹底を図った。<br>また、再発防止のため、支払確認表を作成し、月１回、担当者自らによる点検状況をもとに、事務部長が確認を行うなど、チェック体制の強化を図った。 |
| 教育局 | 所沢北高校 | 平成22年7月27日（第2204号） | 平成21年３月に、生徒用椅子200脚（458,850円）及び折りたたみ椅子100脚(429,450円）をそれぞれ見積合わせにより、納入事業者を選定して、購入を行った。<br>２件の契約は、同種の物品の購入であり、見積合わせ日及び納品日が近接していた。<br>計画的な予算執行を心がけ、一括発注により予定価格調書を作成し、請書を徴するべきであった。 | ２つの物品の用途が異なることから、契約事務に関係していた全職員に同種の物品であるという認識が欠如していた。<br>再発防止のため、教員等から物品購入伺いが提出され、購入手続を開始する前に、全体ミーティングにおいて、同種・同時期に購入可能なものがないか確認することとした。こうした事務室内における情報の共有化を図ることにより、計画的かつ適正な予算執行について徹底した。 |
| 教育局 | 与野高校 | 平成22年7月27日（第2204号） | 平成21年４月の行政財産使用料(33,505円)について、納入期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、納入期限後、３か月以上経過してから督促状を発送してい | 電話等による督促で相手方から納入の約束があったため、督促状の発行を行っていなかった。<br>再発防止のため、債権に係る整理表を作成し、担当者及び事務 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | た。<br>　また、21年８月の行政財産使用料(24,001円)において、納入期限の翌日から起算して40日以上経過しながら、督促状を発行していなかった。<br>　これら行政財産使用料の債権管理において、必要な手続を行わなかったことは不適切であった。 | 長が処理状況の把握・確認を月末に行うこととした。<br>　また、毎月の自己検査の際、事務長が債権の処理状況をチェックするなど、債権管理の点検体制を強化した。 |
| 教育局 | 蕨高校 | 平成 22 年７月 27 日<br>（第 2204 号） | 　平成20年度旧定時制職員室床修理(260,400円)に係る見積合わせに当たり、見積参加業者３者あてに依頼文書を送付した。<br>　しかし、３者から提出された見積書は積算根拠が異なるものとなっていた。<br>　このため、同じ条件による見積合わせが行われないまま、業者を選定していたことは不適切であった。 | 　見積合わせに当たり、参加業者に提示した仕様の内容が不明確であったため、各社から提出された見積書の積算根拠が異なるものとなっていた。<br>　再発防止のため、事務長が、見積り依頼の前に仕様書の内容を確認するとともに、見積書提出後に仕様書と突合するよう点検体制を強化した。 |
| 教育局 | 特別支援学校坂戸ろう学園 | 平成 22 年７月 27 日<br>（第 2204 号） | 　平成21年１月に厨房休憩室入口改修工事（507,150円）を実施した。<br>　この契約の予定価格は50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかったことは不適切であった。 | 　契約事務に関係する全職員が予定価格調書の作成について、失念していた。<br>　再発防止のため、予定価格が50万円以上のものについては、予定価格調書を作成するよう職場会議を通じて職員に周知・徹底を図るとともに、チェックリストを作成し、担当者及び事務長が決裁回議の際に確認できるよう管理体制を強化した。 |
| 企画財政部 | 改革推進課 | 平成 22 年 10 月８日<br>（第 2225 号） | 　平成21年度の秘書業務に係る労働者派遣契約の支払（22年３月分4,095千円）について、履行確認を22年４月に行い21年度歳出予算から執行したことは不適切であった。 | 　再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令について職員への周知・徹底を図った。特に歳出の会計年度区分を再確認し、年度末の３月分については業務完了後、年度内に検査員が履行確認を行うよう徹底した。<br>　また、自己検査において、債務の適正な履行確認についてのチェックを徹底することとした。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 総務部 | 管財課 | 平成 22 年 10 月８日<br>（第 2225 号） | 平成21年12月、県立大学地上デジタル転換工事について、４者による見積合わせにより契約を締結した。<br>見積合わせの際､予定価格調書が入っている封筒を開封せず、誤って設計金額を予定価格として認識したまま、契約相手を決定したのは不適切であった。 | 再発防止のため、以下の取組を徹底した。<br>１　作業フローにおいて、執行担当者による予定価格調書の開封作業と、立会担当者によるシステムへの予定価格入力作業を分かりやすく明示した。<br>また、執行の際、作業フローを執行担当者と立会担当者が確認することにより、複数の職員による確認体制を徹底した。<br>２　毎月職員全体の会議において、契約事務に関する変更点や注意点などを確認することとした。<br>３　人事異動などにより契約事務に慣れない担当職員については、特別に補佐する職員を充てて指導し、誤りの起こらないような体制を執った。 |
| 総務部 | 総務事務センター | 平成 22 年 10 月８日<br>（第 2225 号） | 平成21年度総務事務システム（子ども手当）改修業務委託契約（3,376千円）については、埼玉県個人情報保護条例の規定により､個人情報の保護にかかる事項が契約書に定められている。<br>契約書では、受託者は同条例第９条等の規定を従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。<br>条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず不適切であった。 | 平成22年度に締結したシステム改修業務委託等については、直ちに誓約書の提出を確認した。<br>また、職員予備監査終了後、指導事項等の周知徹底と再発防止に向けた研修を行うとともに、毎月実施する自己検査の重点項目として「契約条項に定める提出書類等の確認」項目を追加し、チェック体制の強化を図った。 |
| 総務部 | 税務課 | 平成 22 年 10 月８日<br>（第 2225 号） | 平成22年１月、規格が異なる３件の封筒印刷について、それぞれ電子入札システムのオープンカウンタにより同一日に発注し、随意契約を行った。<br>これらの契約は、規格が異なる印刷の発注ではあるが、一括して発注することにより契約金額の低減が見込める。効率的な | 印刷物の契約については、四半期ごとに発注計画を立てるとともに、規格が異なるものであっても、同種の印刷物であれば一括発注することとした。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 予算執行の観点から一括発注とすべきであった。<br>・還付（充当）通知用封筒 108,700 枚 514,748 円<br>・督促状・催告書用封筒　104,700 枚 507,899 円<br>・自動車税還付用封筒　210,000 枚 673,680 円 | |
| 県民生活部 | 青少年課 | 平成 22 年 10 月８日（第 2225 号） | 平成22年３月に青少年総合野外活動センターの自動車を修繕（534,240円）した。契約金額が50万円以上であり、請書を徴取すべきところ、徴取していなかった。 | 再発防止のため、職場会議で監査結果を職員に周知し、情報の共有化を図った。<br>また、チェックシートを全職員に配布し、事務手続の際には、担当職員、決裁ラインの職員がそのチェックシートを使ってチェックすることを徹底した。 |
| 県民生活部 | 防犯・交通安全課 | 平成 22 年 10 月８日（第 2225 号） | 平成22年３月に交通安全の啓発のための反射材付きの折り畳み傘100本（97,020円）及びジャンプ傘100本（82,320円）を購入した。３月上旬から４月上旬に配布する予定であったが、実際に配布したのは３か月以上遅れた６月下旬から７月下旬となった。<br>計画どおりに事業が執行されず、当初の目的が十分に発揮されなかったことは、不適切であった。<br>また、この２種類の傘の購入については、見積日、納品日、契約相手が同一であった。総額で10万円を超える契約にもかかわらず、２者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。 | 再発防止のため、職場会議で監査結果を職員に周知し、情報の共有化を図るとともに、下記の取組を実施した。<br>１　チェックシートを全職員に配布し、事務手続の際には、担当職員、決裁ラインの職員がそのチェックシートを使ってチェックすることを徹底した。<br>さらに、出納員がチェックシート及び起票・審査のチェックポイントにより最終チェックを行うこととした。<br>２　担当者は年間行事予定に従い、事業計画を立てる。決裁ラインは事業目的、事業実施時期、事業内容が適正かを起案文書でチェックし、計画的に事業を執行する。 |
| 県民生活部 | 防犯・交通安全課 | 平成 22 年 10 月８日（第 2225 号） | 平成22年３月の飲酒運転根絶に向けた啓発ステッカー（665,200円）購入契約について、次の点で不適切であった。<br>１　予定価格が50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。 | 再発防止のため、職場会議で監査結果を職員に周知し、情報の共有化を図った。<br>また、チェックシートを全職員に配布し、事務手続の際には、担当職員、決裁ラインの職員がそのチェックシートを使ってチェ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ２　契約金額が50万円以上であり、請書を徴取すべきところ、徴取していなかった。 | ックすることを徹底した。<br>さらに、出納員がチェックシート及び起票・審査のチェックポイントにより最終チェックを行うこととした。 |
| 危機管理防災部 | 消防防災課 | 平成22年10月８日（第2225号） | 平成21年度の地域防災力向上事業業務委託契約（51,555千円）について、22年３月31日に履行確認検査を行った。<br>業務実績報告書が提出されたのは、22年４月15日であり、業務実績報告書の提出前に検査を行ったことは不適切であった。 | 委託業務については、仕様書に基づき受託者から提出された工程表に基づき、随時、進行状況について監督し、履行遅延の防止に努めるとともに、履行期限の厳守を徹底した。<br>万が一、期限内履行が見込めない場合は、契約に基づき適切な対応をとるなど、適正な事務処理について周知徹底を図った。<br>また、再発防止のため、起案の際にチェックリストを添付し、決裁の過程で各自がチェックできる仕組みを整えるなど、点検体制の強化を図った。 |
| 環境部 | 産業廃棄物指導課 | 平成22年10月８日（第2225号） | 平成21年度にＰＣＢ廃棄物保管及び処分状況等管理システム入力業務委託契約（519千円)を随意契約により締結しようとした。<br>この際、契約相手から見積書の提出時に示された履行期限（22年１月31日)では業務が完了できない旨の申し出があった。これを受けた結果、見積書と異なる履行期限（22年２月５日）で契約を締結したことは不適切であった。 | 所属長及び出納員は、契約担当者の契約事務に関する認識を深めるため、職場会議を開催し、埼玉県財務規則や会計事務処理要領等関係法令の内容を再確認するよう周知･徹底を図った。<br>その際、契約事務に関するチェックリストを作成し、事務処理の各段階で活用することで誤りの発生防止に努めることとした。 |
| 福祉部 | 少子政策課 | 平成22年10月８日（第2225号） | 平成21年度の２件の業務委託契約について、次の点で不適切であった。<br>１　21年９月に父親の子育て参加促進事業契約（799千円）を締結した。予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。<br>２　「パパ・ママ応援ショップ」携帯サイト更新・維持管理業 | 埼玉県財務規則等関係法令の遵守について、職場内研修を実施し、周知徹底を図った。以下については、歳出点検チェックシートを活用し、決裁ラインで各自確認することにより誤りの発生防止に努めることとした。<br>１　予定価格が50万円以上の場合、予定価格調書を作成する。<br>２　業務終了後、速やかに業者へ報告書等の提出を求めるととも |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 務委託契約（119千円）の履行確認を22年４月２日に行い、21年度歳出予算から執行した。 | に、提出された完了報告書の履行確認は年度内に行うよう徹底する。 |
| 福祉部 | こども安全課 | 平成22年10月８日（第2225号） | 平成21年４月に母子寡婦福祉資金の督促状兼領収書(76,440円)及び納入通知書兼領収書(99,960円)の印刷を発注した。各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。<br>総額で10万円を超える契約にもかかわらず、２者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。 | 埼玉県財務規則等関係法令の遵守について、職場内研修を実施し、周知徹底を図った。<br>特に印刷物の発注計画については、事前伺いを徹底し、契約事務の決裁ラインで適正な管理、確認を行うこととした。<br>さらに、予定価格が10万円以上の場合は、歳出点検チェックシートを活用し、２者以上から見積書を徴取するよう決裁ラインで各自確認することにより誤りの再発防止に努めることとした。 |
| 保健医療部 | 医療整備課 | 平成22年10月８日（第2225号） | 平成22年３月に購入した下記の消耗品については、それぞれ見積日、納品日、契約相手が同一であった。<br>総額で10万円を超える契約にもかかわらず、２者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。<br>・埼玉ＤＭＡＴ整備事業に使用する消耗品<br>（３件計　224,899円）<br>・ドクターヘリ運営事業に使用する消耗品<br>（３件計　250,561円） | 平成22年度に実施した埼玉ＤＭＡＴ整備事業に使用する消耗品の発注においては、電子入札システムによる見積合わせを実施し、一括して発注を行った。今後は、グループリーダーが発注予定を確認し、分割発注のないように管理することとした。<br>今回の事例を含む監査結果について、全職員に周知するとともに、適正な財務処理について徹底を図った。また、職員に対し、財務事務に対する理解を深めるため、財務研修へ積極的に参加させた。 |
| 保健医療部 | 疾病対策課 | 平成22年10月８日（第2225号） | 平成22年２月に発注した印刷物の契約について、予定価格が50万円以上であったことから、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。 | 再発防止に向け、監査結果を課内職員へ周知するとともに、事務処理に当たって、埼玉県財務規則等関係規程を確認するよう徹底した。<br>また、事務手続の際には、歳出点検チェックシートを活用し、決裁ラインの職員がチェックを徹底するよう改善した。 |
| 保健医療部 | 食品安全課 | 平成22年10月８日（第2225号） | 平成22年３月に食品衛生オンライン用のプリンターに使用するトナーを購入（801,255円）した。契約金額が50万円以上 | 所属長より監査後直ちに監査結果を職員に周知し、情報の共有化を図った。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 100万円未満であり請書を徴取すべきところ、徴取していなかった。 | また、事務処理に当たって、歳出点検チェックシートを活用し、決裁ラインの職員により確実にチェックするよう改善した。 |
| 保健医療部 | 食品安全課 | 平成22年10月８日（第2225号） | 平成22年３月に印刷発注した下記の啓発用ステッカーについては、主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。<br>総額で10万円を超える契約にもかかわらず、２者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。<br>・幼児向け手洗いステッカー（97,965円）<br>・食の安全・安心ステッカー（97,965円） | 所属長より監査後直ちに監査結果を職員に周知し、情報の共有化を図った。今後は、グループリーダーが発注予定を確認し、分割発注のないように管理することとした。<br>また、職員それぞれが財務事務の理解を深められるよう、出納員が職場研修を行うなど、再発の防止を図った。 |
| 県土整備部 | 河川砂防課 | 平成22年10月８日（第2225号） | 平成21年度の埼玉県総合流域防災事業費（洪水ハザードマップ調査補助）補助事業（６市町　3,776千円）の執行について、次の点で不適切であった。<br>１　補助金の支払を概算払としているが、補助金交付要綱に概算払ができる旨を定めるべきところ、定めていなかった。<br>２　埼玉県財務規則に基づく精算を行っていなかった。 | 埼玉県財務規則に基づく精算を行うとともに、６市町あて額の確定を通知した。<br>埼玉県総合流域防災事業費（洪水ハザードマップ調査補助）補助事業は平成21年度で終了であるが、今後新たに県費補助事業を行う際は、補助金交付要綱に、概算払または精算払について定めることとする。<br>支払事務について、決裁ラインに総務担当を含めることとし、課内のチェック体制を強化した。 |
| 教育局 | 総務課 | 平成22年10月８日（第2225号） | 平成21年度埼玉県教育情報セキュリティ監査業務委託に係る積算に当たり、システム管理課の埼玉県情報セキュリティ監査業務委託と同じ単価を使用し、一般競争入札を実施したところ、落札率が18.2%であった。<br>システム管理課の業務は、情報システムの脆弱性診断など高度なスキルを要する仕様であるが、この業務はセキュリティポリシーを順守しているかの調査であった。 | 平成22年度の入札に当たっては、業務の難易度を考慮し、業務内容に即した適切な予定価格となるよう積算単価を見直した。<br>また、事前に参考見積を徴取し、実勢価格の把握に努め積算に反映した。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 業務の難易度を考慮せずに他の業務委託の単価を用いたのは不適切であった。 | |
| 教育局 | 義務教育指導課 | 平成22年10月８日（第2225号） | 平成21年３月にデジタルファクシミリ複合機のプリントサービス等に係る単価契約について、指名競争入札を電子入札で実施した。参加３者中２者は電子入札を行ったが、残る１者については、県に対し紙入札参加承認の申請をし、紙入札を行った。入札の結果、この紙入札をした業者が落札した。<br>この際、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づく紙入札参加承認書を交付しないまま入札を認めたことは、不適切であった。 | 再発防止のため、契約事務の処理に当たっては、埼玉県財務規則等関係法規のほか、会計管理者及び総務部契約局の運用通知・基準等を熟知し、適切な執行に努めるよう、職場会議（11月19日）を通じて全職員に周知徹底を図った。<br>また、決裁回議前に総務担当職員によるチェックを行うとともに、月１回、担当者自らによる点検状況をもとに担当副課長・主幹が確認を行うなど、チェック体制の強化を図った。 |
| 教育局 | 生涯学習文化財課 | 平成22年10月８日（第2225号） | 平成21年度に川の博物館音楽噴水修繕工事契約（2,992千円、３者による見積合わせ）及び川の博物館アドベンチャーシアター油圧系修繕工事契約（2,581千円、２者による見積合わせ）を締結した。<br>いずれの契約も、施工可能業者が複数ありながら、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」として競争入札を行わず随意契約としたことは不適切であった。 | 平成22年６月21日（月）の職場会議で監査の結果を各担当に周知して、再発防止の徹底を促すとともに、随意契約の適否の解釈に当たっては、必要に応じて、出納総務課に確認するなど適正な事務執行を図るよう徹底した。 |
| 保健医療部 | 加須保健所 | 平成22年12月14日（第2245号） | 平成22年３月に冊子「利根保健医療圏の脳卒中医療機能」（98千円）及び「北埼玉地域における脳卒中医療連携の構築」（98千円）の印刷を発注した。各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。<br>総額で10万円を超える契約にもかかわらず、２者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。 | 部主催の財務研修に各担当グループから職員を参加させ、財務の知識を深めるとともに、研修資料の財務事務及び埼玉県財務規則第103条に定められた手続のチェックポイントを全職員に配布し、注意を喚起して、再発防止に努めた。<br>また、財務事務で少しでも疑問を感じたら、地域出納員に相談し、執行するよう徹底した。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 教育局 | 川越総合高校 | 平成22年12月14日（第2245号） | 毒物及び劇物取締法で指定された硫酸等の毒劇物について、帳簿による管理及び定期的な確認がされていなかったことは不適切であった。 | 関係職員による定期的な確認が行われていなかったため、一部の教科の薬品管理が適正に行われていなかった。<br>再発防止のため、10月１日に改善の必要があった一部教科の薬品の確認及び消耗品出納簿の整理を行った。<br>また、各教科で管理していた消耗品出納簿の保管場所を職員室に変更し、教科担当者以外の管理職及び事務職員が管理状況を確認できるようにした。<br>その後、11月30日から12月９日までの間に、各教科の薬品管理について再点検を実施し、管理の改善及び徹底を図った。<br>また、薬品の出納の都度、出納簿に記入し、校長の決裁を受けること、年度末及び長期休業期間には、定期的に薬品の保管及び使用状況を確認するよう職員会議において周知・徹底を図った。 |
| 教育局 | 所沢西高校 | 平成22年12月14日（第2245号） | 平成21年９月に発注した修繕の契約について、予定価格が50万円以上であったことから、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかったことは不適切であった。 | 予定価格調書を作成すべき金額を税抜き価格で判断したため、調書の作成を行わなかった。<br>再発防止のため、契約事務の処理に当たっては予定価格調書の作成の要否などの手続について、埼玉県財務規則等関係法令を遵守し、適切な財務事務の執行に努めるよう職場会議を通じ職員へ徹底を図った。<br>また、決裁回議前に事務長による確認を行うなど、チェック体制を強化した。 |